

3月
定例会



VOL.32

いかた 議会だより

平成25年(2013年)5月20日

発行 愛媛県 伊方町議会

編集 議会だより編集委員会

電話 ③8-0211(内線410)

③8-2662(直通)

二名津小学校閉校記念式典



平成25年3月31日をもちまして、二名津小学校は、閉校しました。

135年間、ありがとう!!

今回の主な内容

3月定例会の動き・主な決定事項	2P~3P
平成24年度補正予算・平成25年度当初予算	3P
一般質問	4P~7P
委員会報告・議会日誌	8P



3月定例会の動き

第32回定例会は、3月8日～13日開催

報告4件、条例22件、補正予算11件
当初予算13件、その他2件、発議2件
(すべて原案可決しました)

主な決定事項

報告

町長の専決処分事項報告

地方自治法第180条第1項の規定に基づき議会の議決により指定された町長の専決処分事項の同条第2項の規定による報告(第1・第2・第3号)

平成24年度伊方町土地開発公社決算書の提出

地方自治法第243条の3第2項の規定により決算書を提出

条例

伊方町農林漁家婦人活動センター条例を廃止する条例制定

伊方町農林漁家婦人活動センターの財産処分に伴い条例を廃止

伊方町情報公開条例及び伊方町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定

国有林野の管理経営に関する法律の一部改正により、国有林野事業が国有企業でなく

なることに伴い、条例の一部を改正

伊方町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例制定

職員が、国際貢献活動のため自己啓発休業を申請する際に、準備期間を含めた期間が2年以上を要するものがあるため、条例の一部を改正

伊方町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定

地方公務員災害補償法の改正に伴う一部改正

伊方町災害派遣手当及び伊方町武力攻撃災害等派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例制定

新型インフルエンザ等対策特別措置法が公布され、他団体からの職員派遣を受ける場合の手当を制定するため条例の一部を改正

伊方町奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例制定

奨学資金の貸付に必要な資金を確保するために基金の額

を増額

5億1,600万円↓

5億4,100万円

伊方町集会所条例の一部を改正する条例制定

婦人活動センターの用途変更に伴い、集会所として管理するため、条例の一部を改正

伊方町障害者自立支援判定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例制定

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律施行に伴い、条例の一部を改正

伊方町廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例制定

伊方町一般廃棄物最終処分場が本年度完成に伴い、条例の一部を改正

伊方町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定

道路法施行令の一部改正により条例の一部を改正

伊方町新型インフルエンザ等対策本部条例制定

新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定より、伊方町新型インフルエンザ等対策本部条例を制定

伊方町保育所条例の一部を改正する条例制定

入所児童数の減少に伴い、平成25年3月31日付けをもって、二名津保育所を廃止するため条例の一部を改正

伊方町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正

伊方町営住宅条例の一部を改正する条例制定

地域の自主性及び自立性を高める制度改革による公営住宅法の改正に伴い、条例の一部を改正

伊方町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定

介護保険法の一部が改正され、事業の人員、設備及び運営に関する基準が条例委任されたことに伴い、条例を制定

伊方町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定

介護保険法の一部が改正され、事業の人員、設備及び運営に関する基準が条例委任されたことに伴い、条例を制定

伊方町道の構造の技術的基準を定める条例制定

道路法の改正に伴い、町道の構造の技術的基準を定めるため、条例を制定

伊方町道に設ける道路標識の寸法を定める条例制定

道路法の改正に伴い、町道に設ける道路標識の寸法を定める条例を制定

伊方町高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例制定

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正に伴い条例を制定

伊方町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例制定

河川法の改正に伴い、準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例を制定

伊方町公営住宅等の整備基準を定める条例制定

公営住宅法の改正に伴い、整備基準を定める条例を制定

伊方町水道事業の布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例制定

水道法の一部改正に伴い、条例を制定



町営住宅湊中団地現地視察

その他

新たに生じた土地の確認

新たに生じた土地の所在
伊方町湊浦字白崎1番13から
同字赤崎74番地11に接する護
岸間に至る間の地先
公有水面埋立地
面積 5,692.83㎡

字の区域の変更

字の名称
湊浦小谷
右記の区域に編入する新たに
生じた土地

発議

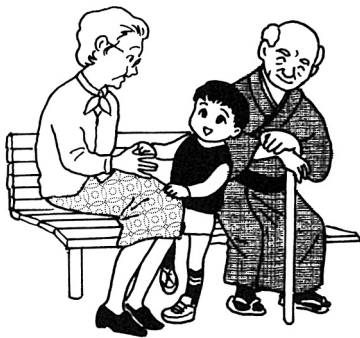
伊方町議会委員会条例の一部を改正する条例制定

地方自治法の一部改正に伴い、条例の一部を改正

伊方町議会会議規則の一部を改正する規則制定

地方自治法の一部改正に伴い、規則の一部を改正

伊方町湊浦字白崎1番13から
同字赤崎74番11に接する護岸
に至る間の地先
公有水面埋立地
面積 5,692.83㎡



平成25年度 伊方町会計別当初予算総額

(単位：千円)

区分	会計名	平成25年度 当初予算額(A)	平成24年度 当初予算額(B)	比較	
				(A)-(B)=(C)	C/B(%)
普通会計	1. 一般会計	9,168,872	10,945,600	△ 1,776,728	△ 16.23
	2. 学校給食会計	37,012	39,067	△ 2,055	△ 5.26
	3. 住宅新築資金等 貸付事業会計	720	1,045	△ 325	△ 31.10
	計	9,206,604	10,985,712	△ 1,779,108	△ 16.19
特別会計	4. 国民健康保険会計	2,504,034	2,556,637	△ 52,603	△ 2.06
	・事業勘定	1,836,498	1,877,697	△ 41,199	△ 2.19
	・直営診療施設勘定	667,536	678,940	△ 11,404	△ 1.68
	5. 港湾整備事業会計	29,817	20,538	9,279	45.18
	6. 後期高齢者 医療保険会計	163,817	169,984	△ 6,167	△ 3.63
	7. 介護保険会計	1,223,840	1,071,677	152,163	14.20
	8. 介護サービス会計	13,626	15,244	△ 1,618	△ 10.61
	9. 公共下水道 事業会計	485,673	491,397	△ 5,724	△ 1.16
	10. 小規模下水道 事業会計	49,771	48,755	1,016	2.08
	11. 特定地域生活排 水処理事業会計	39,730	39,670	60	0.15
	12. 風力発電事業会計	61,636	44,709	16,927	37.86
		計	4,571,944	4,458,611	113,333
企業会計	13. 水道事業会計	349,320	350,960	△ 1,640	△ 0.47
	合計	14,127,868	15,795,283	△ 1,667,415	△ 10.56

平成24年度補正予算

一般会計予算137億4,907万7千円に

(単位：千円)

会計名	補正額	補正後
一般会計(第8号)	842,718	13,749,077
国民健康保険特別会計(第4号)事業勘定	△23,093	1,925,096
直営診療施設勘定	△42,641	667,862
学校給食特別会計(第2号)	△1,596	37,634
後期高齢者医療保険特別会計(第2号)	203	169,515
介護保険特別会計(第3号)	19,677	1,103,378
介護サービス特別会計(第2号)	△453	11,034
公共下水道事業特別会計(第2号)	△12,680	411,198
小規模下水道事業特別会計(第2号)	△4,259	45,710
特定地域生活排水処理事業特別会計(第2号)	△7,331	32,563
住宅新築資金等貸付事業特別会計(第1号)	△83	962
水道事業会計(第2号)収益の支出	△17,413	262,513
資本的支出	△2,780	67,865

一般質問

通告概要

篠川長治議員

- 原子力防災訓練等について
- 原発停止の長期化に伴う民宿業者等の支援策について
- 釜木土捨場事業の管理委託に係る問題解決について
- 伊方町におけるボランティア活動等について

梶田和美議員

- 選挙の期日前投票手続きの簡素化について
- 小・中学校の耐震化(天井等落下防止対策)について

篠川長治議員



原子力防災訓練等

について

問 伊方発電所において福島第一原発と同様の事故が発生した場合を想定し、愛媛県や関係市町など約1万3千人によ

る広域避難訓練が行われました。県は、地域防災計画(原子力災害対策編)の修正案を2月に正式決定し、本町においても3月中に広域避難計画を作成する方針と聞いております。そこで次についてお尋ねします。

- (1) 原発の緊急事態に対する避難訓練は実践的であれば、現在のような避難予定者や避難バス等すべて準備した上で、訓練が緊急時にどれだけの効果を発揮出来るものか。
- (2) 福島第一原発と同様の事故が発生した場合における避難時の移動手段や避難先の確保等について。
- (3) 伊方発電所で、万が一福

島のような事故が発生した場合に、四国電力が安全協定に基づく損害賠償を確実に実行できるかが非常に心配されます。安全協定において、四国電力は、発電所の設置、運転等に関連した風評等による被害の補償に備え、適正な資金を積み立てておかなければならないと定めています。そこで、

- ① 適正な積立資金の額とはいくらぐらいでしょうか。
- ② 積立資金の他、万が一に備えて、四国電力から一定の額を町が定期的に受け入れ、緊急事態発生時における補償の一部前渡金の基金とする考えはないか、お伺いします。

こと、現在実施している訓練においても、必ずや何らかの成果が得られているものと確信しております。

(2) 原子力災害時の住民避難については、愛媛県が広域避難計画を策定することになっており、それに基づき町も避難計画を策定します。本町においては、半島という地形上の問題から発電所以西の瀬戸、三崎地域の住民をいかに安全に避難させるかが1つの課題であり、三崎地域の住民からは逃げ場がないという不安の声も届いております。従って、これから具体化する広域避難計画の策定にあたっては、県や国、民間事業者などあらゆる関係機関とタイアップし、実現可能な避難計画にしたいと考えております。

(3) 福島第一原発の事故に伴う損害賠償は、東電の責任の下、国が損害賠償の体制を整備し、想定外の膨大な損害に対する補償業務を行っている現実があります。一方、現在の伊方発電所に関する安全協定は福島のような大事故を想定していない状況下において締結されたものであるため、その積立資金の額に関しては、福島の事故に伴う賠償の現実からすれば、その認識を改めなければならない状況にあるかもしれません。しかしなが

ら、そもそもこの積立金の考え方についても明確な位置付けが必要です。まず、災害時の全ての賠償をこの積立金によって行うのであれば、賠償額に相当する積立金が必要になります。一方、現在、福島においては東電が加入する損害賠償保険や国の支援が行われていますが、それでも十分な財源の見通しは立っていません。そのため、この積立金は緊急時の当面の費用の積立という考えであれば、賠償額相当は必要なくなる訳ではありません。いずれにしても、事業者が積み立てる積立金をどのように位置付け、被害が生じた際、どのように対応するのか、事業者において適切に判断をした上で、万全を期していただく必要があると思っております。今はその具体的な金額について答えようがありません。また、議員は万が一に備えて、四電から一定額を町が定期的に受け入れ、緊急事態の補償のための基金とする考えはないかと申されました。私も、万が一の事故に備えて、事前に対策を講じておくことは非常に重要であると認識していますが、事故に伴う損害賠償の責任は、事業者が負うべきものであります。従って、町が事業者に対し、事前に負担を求め、基金に積

み立てることの必要性は無いと考えます。しかしながら、本町としては、将来の大規模な自然災害等に備え、町内における甚大な災害の被災者を支援し、復旧・復興に迅速に対応するための財源をあらかじめ積み立てておく必要があるとの考えから、私は、伊方町災害対策基金を設置するための条例を12月議会に提案し、ご承認をいただきました。そのため、平成25年度の当初予算に3億円の積立金を計上するとともに、今後、将来にわたり、町の財政状況を見ながら、必要となる財源の確保のため、積み立てていく予定です。以上、議員からのご提案ではありませんが、私は、町がすべき事項は町の責任で行い、事業者がすべきは事業者の責任を果たしていただく。このように責任の所在を明確にして、事業者に対し、言うべきことははっきりと物申していきたいと考えております。

(町長)

原発停止の長期化に伴う民宿業者等の支援策について

問 福島第一原発の事故は伊方発電所のメンテナンス従事者を支えてきた民宿業者等の

経営に計り知れない影響を及ぼしています。電源開発促進に協力してきた民宿業者等の現状は、見方によっては安全協定における間接被害に抵触するのではないかとも思います。

甘利経済再生相は、原発停止の長期化で経済が疲弊する立地地域の対策で、観光客向けの宣伝事業に最大5・7億円を求め、原発の作業員が減って苦しむ民宿業者等を支援する方針を示しています。これの予算化について、行政で把握しておられるなら報告願います。全国原子力発電所所在市町村協議会(全原協)は去る1月29日、原発立地地域の財政支援等を国に要請。山下町長も同行と報じております。この際、県に対しても宿泊施設業者等の支援を要請してはと思います。このことについて答弁を求めます。

答 伊方発電所の全ての原子炉が停止したことによる町内商工業者への影響について商工会が聞き取り調査を行った結果、特に民宿旅館業の落ち込みが著しく、議員が申された通りであります。これを踏まえ、町では商工会と協議し、年末年始に地域料理として売出中の「海鮮活しやぶ」の割引券を発行し、民宿・旅館の利用促進を行いました。その結果、2カ月で1,200人

程度の利用があり、一定の経済効果があったものと評価しております。なお、議員紹介の通り、私は去る1月29日、全原協の役員として、原子力発電等に対する要請のため、

自民党安部政権の発足後初めて、関係大臣や自民党政調会長を訪ね、福島の復旧・復興の他、原発立地地域の現状を踏まえた必要な対策等について、国の積極的な取り組みを要請して参りました。中でも、原発立地地域の経済支援として、国は原発の長期停止及び建設工事の延期などによる地域経済の影響について実態を調査し、その結果を踏まえて、地域に応じた経済振興や雇用確保のための具体的施策を示すこと、また国の対応の遅れが原発の長期停止や建設工事の延期などに繋がり、地元企業に多大な損失が生じているため、国の責任において損失補償を行うこと、更に、国は立地地域が自立して発展出来るよう、各自治体の特性を活かした多様な産業の創出を支援することなどを具体的に要請項目に掲げて、福島の事故以降、前政権当時より継続して要請してきたものであります。これを踏まえ、議員は県に対しても同様に民宿業者等への支援を要請すべきのこととありますが、県には既に

南予地域への誘客事業に予算の重点配分をいただいております。町としても、県の支援策を有効に活用し、町内への誘客活動を積極的に進めたいと考えております。

(町長)



釜木土捨場事業の管理委託に係る問題解決について

問 釜木土捨場事業の管理委託協定書において①三崎町公害防止協会(協会)は、捨土収入及び事業経費を明確にし、年度ごとの収支決算書を町に提出する②町は、収支決算書を受領し、10日以内に収支監査を行う③協会は、事業の関係書類を事業完了年度の翌年度から起

算して、10年間保存しなければならぬ。とされています。平成23年6月議会において、この問題にかかる阿部吉馬議員の一般質問に対し、副町長は、協会は協定書の規定による報告は合併前から提出していません。とされた上で、独立した団体の経理の信憑性について、町が意見を述べることが適切でないなどと答弁しています。

前述のように協定書の規定は、協会は町への収支報告義務があり、町には監督義務があります。ところが、協会双方ともに協定書の規定を遵守していません。これは大きな問題です。また、昨年9月の定例議会で、建設課長は三崎総合支所長と協会の監査をした際には、裏付け資料の提出はされず、現在も提出されていないと答弁しています。従って、平成23年3月の議員全員協議会(全協)に提出された受入実績報告書及び収支決算一覧表は偽造公文書であると思えます。そこで、

(1) 証拠書類がない中で、町が収支決算一覧表を作成し、全協に報告する等はありません。また、根拠もなく資料を作成した場合は、刑法上の公文書偽造ではないかと思えます。(2) 協会は協定書の規定に抵触していると思えます。この

際、協定書に則って毅然とした対応をとる必要があると考えます。

(3) 町は、協定書の規定による収支監査を直ちに実施して、受け入れ実績報告及び収支決算内容など、全ての開示を求めます。

(4) 協会の歴代会長の氏名と在任期間

(5) 協会の理事の氏名と在任期間

(6) 協会の事務局及び会計責任者の氏名と在任期間の開示を求めます。

答 ご質問の件については、これまでにもご説明してきましたが、直近では平成24年12月の全協において、問題解決に向けての協議を願い、今後の進め方を確認していただきました。その際、現在、協会において土捨場事業を完了させ、地権者に土地を返還するための整地作業を行っているが、1名の地権者について同意が得られず、作業が進まない状況となっていることを報告し、今後は地権者の同意を得るため、地元にもご協力をいただき、問題解決に全力で取り組むことを確認いただいた所であります。そこでご質問に対する回答ですが、

(1) 議員が偽造ではないかと言われた収支決算一覧表については、過去に協会が町に提

出しております各年度ごとの収支決算報告書を一覧表にまとめたものであります。なお、作成の際には報告数値の確認を行う必要があると判断し、貯金通帳等との照合を行い、その確認結果を記載しております。つまり、収支決算一覧表の記載内容は、協会が提出した収支決算報告書を正確に転記した上で、更に確認結果についても職員が事実に基づいて正確に記載し、作成したものであります。従って、収支決算一覧表の作成に関し、偽造を疑う余地は一切ありません。

(2) まず協定書は、契約当事者である旧三崎町と協会の双方において、それぞれの権利や義務を定めておりますが、過去に収支決算書を提出し、監査を受けてきたと主張する協会に対し、旧三崎町においては、その事実を証明する職員がいらないこと、またその協定書の存在さえも知らないという職員ばかりであったこと、これらを総合的に判断しますと、旧三崎町において、また、合併後の伊方町においても、この協定書の存在が明らかで無かったことから、町はこれまで協会に対する指導監督は十分であったとは言えません。しかしながら、一方で協会が町に損害を与えた訳でもあり

ません。議員は、協定書に則って毅然とした対応をとる必要があると申されましたが、まさに現在、その問題を旧三崎町から引き継いだ伊方町として、毅然たる態度で協会に対し、その責任を果たすべく取り組んでいる所であります。

(3) 協会においては、役員である監事が会計監査を行うことになっており、町に提出された収支決算書は協会の内部手続きを得た書類であります。町は、協定書において収支決算書を受理し、監査を行うことになっていますが、先ほどご説明したように、既に監査を行って収支決算一覧表として取りまとめ、議会に報告しておりますので、町としては監査手続きは既に終えていると判断しております。なお、

協会は、独立して活動する民間団体であり、町の組織の一部ではありませんので、町の判断で協会の情報等を開示することは出来ません。

(4) から(6)についても、先ほどと同じく、独立した団体に関する質問ですので、これにお答えし、情報を開示することは出来ません。

(副町長)

伊方町におけるボランティア活動等について

問 ボランティアとは、利益を目的とせず、自発的に社会や他人のためにする人と言われていると思います。そこで、町または伊方町社会福祉協議会（社協）に届出をしている次についてお尋ねします。

(1) 自由な意思に基づいたボランティアグループ名

(2) 近隣市町の社協ではボランティア連絡協議会が設置されているようですが、伊方町は「ボランティア」をどのようにお考えでしょうか。

(3) 町はボランティアの育成をどのように図っておりますか。

(4) 町または社協において、ボランティアグループに助成していると思いますが、その内容とグループ名について、お伺いします。

答 ボランティアについては、我が国では自分の意志で自発的に行う社会参加活動のことを共通の概念としております。従って、人から強制されたり、誘い合って行う奉仕活動は、厳密にはボランティアとは言えません。日本では奉仕活動の同義語として、ボランティアが使われており、近年では有償ボランティアという言葉も使われております。このため、町内で様々な活動している団体がボランティアグループかどうかの判断が非常に難

しい訳であります。このことをあらかじめお断りした上で、答弁させていただきます。

(1) 町内において活動されている団体は31団体、今回の質問に伴い、社協に問い合わせたところ、それ以外に16の団体が報告されており、合計で47となっております。なお、この団体等が自由な意志に基づいて結成されたものかどうかについては団体は町へ届け出る必要はなく、また、町も十分に把握しております。従って、ご質問のグループ名の公表については、控えさせていただきます。

(2) 各市町の社協にボランティア連絡協議会が設置されていることは、それぞれの社協において判断し、対応されている事柄でありますので、私が見解を申し上げる立場にありません。あえて、申し上げるならば、ボランティアに対する支援等は全国的にも社協が中心となり、情報提供や連携を図るための取り組みなどを行っているようであります。本町の社協においても、平成6年にボランティア推進協議会が設立され、17の団体が登録されていることですが、その内10グループが高齢者や子育て世代を対象に、サロン事業を行う小グループであります。今後、本町においても

福祉分野におけるボランティア活動が社協を中心として、県の社協等とも連携を図りながら、活発な活動が展開されるよう期待している所であります。

(3) 社協や各団体の活動を所管する課において、それぞれの主体性を尊重しながら、その求めに応じて必要な支援を行っておりませんが、近年、行政や民間を問わず、ボランティア活動に対する様々な支援の輪が広まってきました。そのような支援策に関する情報を積極的に提供し、有効に活用できる環境の整備が必要と考えています。特に、阪神淡路大震災、東日本大震災以降、災害ボランティアの活躍とその存在意義が高く評価されていますので、今後は災害ボランティアへの取り組みが必要になるものと考えております。

(4) 町が助成を行っている団体は、先の47団体の内、6団体。社協が助成を行っている団体は、17団体であります。なお、助成の内容は、活動費、もしくは事業費に対する助成であります。各グループごとの助成内容を公表することは適切ではないとの判断から、この場での公表は控えさせていただきます。

(町長)

梶田和美議員



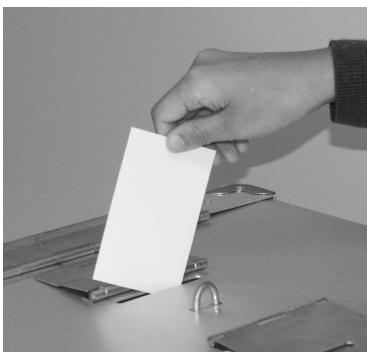
選挙の期日前投票手続きの簡素化について

問 平成15年から始まりました期日前投票制度は、直接投票箱に投票が出来、年々増加傾向にあります。本町においても総投票数の約1/4の方がこの制度を利用してあります。期日前投票の導入により不在者投票よりも手続きは簡素化されましたが、当日投票に行けない理由、住所、氏名を記入し宣誓書提出する必要があるため、期日前投票の時に記入する宣誓書が投票所入場券の裏側に既に印刷されており、自宅で記入し投票所へ持参する事で投票人がリラックスして投票を行うことができ、事務手続きも簡素化、事務費用も低減され、投票率のアップにも繋がると考えます。高齢者の多い本町でも投票所入場券の裏側に宣誓書とし、事前に記入する

ことができないかお伺いします。

答 本町では、現在、期日前投票を行う際には、投票所において宣誓書を記載していただく方式としております。大半の方はスムーズに記載され投票を済ませられますが、投票という行為が厳粛であり、過度に緊張する方がおられるかもしれません。そこで、議員ご提案の、投票所入場券の裏面を活用し、事前に記載することにより、投票者の利便性の向上や、投票の受付事務の簡素化、更には投票時間の短縮が可能となります。去る3月5日に開催された町選挙管理委員会に提案したところ、委員各位にご賛同をいただき、次回、町議会議員選挙より入場券の裏面に宣誓書を記載することが決まりました。そのことをお知らせする共に、議員の改善提案に対しまして、お礼を申し上げます。

(町長)



小・中学校の耐震化(天井等落下防止対策)について

問 学校施設の耐震化については、文部科学省において、平成27年度までの出来るだけ早い時期に、耐震化完了を目指すという目標を掲げており、公立学校の耐震化や老築化対策、非構造部材の耐震対策に配慮するため、1,884億円が計上されております。公立小・中学校の校舎の耐震化は、今年度末には90%の耐震化率を達成する見込みです。反面、天井材や照明器具、外壁などの非構造部材の落下防止等の耐震化については全国でも3割にも達してなく耐震点検すら行われていないのが現状です。多くの子どもたちが活動する学校、体育館などの天井崩壊等は致命的な事故を引き起こす可能性は大であります。本町における学校施設の非構造部材の耐震点検や耐震対策の実施に向けてのお考えをお聞かせ下さい。

答 学校施設における天井等落下防止対策について平成24年9月に文部科学省及び愛媛県教育委員会から通知が出發しており、その内容は、非構造部材のうち、致命的な事故が起こりやすい体育館等の天

井等に対する点検を可能な限り平成25年度中に、遅くとも平成26年度までに実施すること。更に、体育館等の天井等落下防止対策を平成27年度までに速やかな完了を目指すこととされており、これを受けて、平成25年1月に小・中学校体育館の天井等の調査を実施しました。その結果、各小・中学校の体育館の天井については、吊り天井等の非構造部材は無いこと、また一部の学校が使用しております社会体育施設の体育館についても天井に非構造部材が無いことの確認を行っており、しかしながら、国・県がいうところの非構造部材は、天井や外壁、内壁、照明器具、窓ガラス、書棚等、構造体と区別した部材としていないことから、施設全体を対象とした非構造部材の点検をまだ行っていないため、完全に耐震点検が終了したとはいえない現状であります。今後の計画としましては、平成25年度に施設における非構造部材の耐震点検を実施したいと考えております。その結果に基づき、適切な耐震対策を十分検討し、非構造部材の耐震化推進の取り組みを進めたいと考えております。

(教育長)



委員会（協議会）報告

月 日	委員会（協議会）	概 要
2月25日	議会運営委員会	第32回定例会の運営について
3月4日	議員全員協議会	条例の制定等について 第3次伊方町行政改革大綱について 原子力災害対策施設等整備について 原子力発電施設立地地域共生交付金について 伊方町ホームページ見直しにかかる検討結果について 旧神崎教員住宅用地及び旧神崎公営住宅用地の払い下げについて 伊方町農林漁家婦人活動センターの用途廃止について 伊方町農水産物処理加工施設改修事業について 亀ヶ池温泉の運営状況について 八幡浜漁協の財務状況に関する報告について 放課後児童クラブ事業概要について その他 ①平成24年度伊方町一般会計補正予算（第8号）概要 ②繰越明許費について ③出張所の執務時間の変更について ④その他
3月11日	総務文教委員会 生活福祉委員会 産業建設委員会	平成24年度各会計予算審議（委員会合同）

議 会 日 誌

2月18日 県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会（松山） 20日 伊方町環境審議会 22日 県町村議会議長第64回定期総会（松山） 24日 伊方町生涯学習推進大会 25日 議会運営委員会 27日 伊方町防災会議 3月1日 三崎高等学校卒業式 行政改革推進委員会 4日 議員全員協議会 5日 県過疎地域自立推進協議会定期総会（松山） 8日 第32回定例会 11日 合同委員会 13日 第32回定例会 15日 中学校卒業式 例月現金出納検査（監査委員）	3月17日 伊方町消防団出初式 名坂道路開通式 19日 県市町振興協会第3回臨時評議員会（松山） 21日 八幡浜地区施設事務組合議会定例会 22日 小学校卒業式 伊方原子力発電所環境安全管理委員会（松山） 25日 二名津小学校閉校式 26日 八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合議会定例会 地域振興センター運営委員会 27日 県町村監査委員協議会第13回定期総会（松山） 28日 二名津保育所閉所式 町環境監視委員会 生涯学習センター運営委員会 29日 県町村議会議長会第2回臨時会 辞令交付式（退職者）
--	--